

## 評価基準

### 1 評価基準について

#### (1) 第一次審査

選定における審査項目及び評価の視点は、次に掲げる表のとおりとする。

なお、配点の内訳は以下「2 第1次審査の配点内訳について」のとおり。

審査項目	評価の視点	配点（案）
実績等	優れた実績があり、本事業への展開が期待できるか ・管理技術者及び主任技術者の主要実績 ・各担当者の経験	10
業務実施方針	本業務を適切に遂行できる体制であり、工程であるか ・業務の実行可能性 ・プロジェクトに対する意欲	20
本業務への考え方	コンセプト（考え方）が実現性の高い内容であるか ・基本計画との整合性、提案者の発想力・技術力・想像力	30

#### (2) 第二次審査

選定における審査項目及び評価の視点は、次に掲げる表のとおりとする。

審査項目	評価の視点	配点（案）
提案 1	施設全体の設計方針「現在の良さを引き継ぎ、新たな市民ホールのイメージを実現」 ・施設全体のコンセプトを実現することができる内容か ・各エリアの繋がりを感じられるゾーニング（プランニング）計画となっているか ・利用者のニーズや意見が反映できる方策に関する提案があるか	10
提案 2	大ホール（劇場）機能の機能維持及び機能向上に対する考え方と方策 ・大ホールの特定天井改修の方法、音響性能に関する技術的な提案があるか ・快適な客席環境と機能的な舞台裏空間の考え方方が適切であるか	10
提案 3	多様な市民の練習、発表、創造の場の創出に対する考え方と対策」 ・小ホール、展示室の提案が、現状の課題を踏まえた最適な解決策となっているか。 ・2階諸室の平面計画や空間構成が、市民の活動を活発に促すような魅力的な提案であるか。	10
提案 4	まちの広場としての共用空間を実現するための方策 ・ロビー空間、中庭、市民ギャラリー、レストランが市民の憩いの場となり、日常的な賑わい創出の場としての提案であるか。 ・前庭や周辺敷地との繋がりが感じられる計画となっているか。	10
提案 5	概算工事費に関する方策およびそれに関する業務の進め方 ・基本計画の内容を踏まえた概算工事費に対する考え方、コストダウン要素、コストバランスの配慮等の提案が適当であるか ・外壁調査、配管劣化調査、特定天井調査について、工事費削減に向けた具体的な調査方法の提案が適当であるか（業務内容による委託料の変更は行わない） ・必要な改修を精査するため、現状の調査を十分に行う業務計画になっているか ・概算工事費の内訳が改修内容に対して適切であるか	10
価格点	設計費用等 ・適切な設計費となっているか。 (最高価格一自社価格) / (最高価格一最低価格) × 5 点	5

### (3) ヒアリング

選定における審査項目及び評価の視点は、次に掲げる表のとおりとする。

	本業務における改修等計画に対する独自提案		
説明	説明の分かりやすさ、丁寧さ、論理性、一貫性	15	<b>15</b>
質疑応答	質問に対する理解力と回答の的確さ		

## 2 第1次審査の配点内訳について

### (1) 実績等の 10 点満点の配点について

① 管理技術者及び主任技術者の主要実績	6 点
② 各担当者の経験	4 点

ア 上記①の 6 点配点内訳について

技術者	加点条件	点数
管理技術者	実施要項 4 (1) 力(a)の施設で、客席数が 1000 席以上の設計実績	1 点
	実施要項 4 (1) 力(b)の施設で、8000 m <sup>2</sup> 以上の設計実績	1 点
	国または地方公共団体が発注した同種・類似施設の改修設計実績 (面積を問わない。また、現在進行中の業務および過去に所属した事務所での実績も認める(証明できる書類を添付すること。)) ※同種、類似施設の定義は「実施要項 4 (1) 力」に記載のとおり。	1 点
	実施要項 4 (1) 力(a)の施設で、客席数が 1000 席以上の設計実績	1 点
意匠担当	実施要項 4 (1) 力(b)の施設で、8000 m <sup>2</sup> 以上の設計実績	1 点
	国または地方公共団体が発注した同種・類似施設の改修設計実績 (面積を問わない。また、現在進行中の業務および過去	1 点
主任技術者		

	<p>に所属した事務所での実績も認める（証明できる書類を添付すること。）</p> <p>※同種、類似施設の定義は「実施要項4（1）力」に記載のとおり。</p>	
--	---	--

イ 上記②の4点配点について

技術者	加点条件	点数
電気担当主任技術者	<p>同種（8000 m<sup>2</sup>以上）の改修設計実績 (現在進行中の業務および過去に所属した事務所での実績も認める（証明できる書類を添付すること。）</p> <p>※同種施設の定義は「実施要項4（1）力」に記載のとおり。</p>	1点
機械担当主任技術者	<p>同種（8000 m<sup>2</sup>以上）の改修設計実績 (現在進行中の業務および過去に所属した事務所での実績も認める（証明できる書類を添付すること。）</p> <p>※同種施設の定義は「実施要項4（1）力」に記載のとおり。</p>	1点
コストマネジメント担当主任技術者	<p>CMr<sup>※1</sup>で同種・8000 m<sup>2</sup>のCM<sup>※2</sup>業務または同種・8000 m<sup>2</sup>以上の設計実績 (現在進行中の業務および過去に所属した事務所での実績も認める（証明できる書類を添付すること。）</p> <p>※同種施設の定義は「実施要項4（1）力」に記載のとおり。</p>	2点

※1 CMrとは、コンストラクション・マネジャーをいう。

※2 CMとは、コンストラクションマネジメントをいう。